

とちぎの特別栽培農産物認証基準2の(4)の①において節減対象農薬の成分回数にカウントをしない農薬成分一覧

農薬成分名	商品名例
ポリオキシシン複合体	ポリオキシシン AL 水溶剤、ポリオキシシン AL 水和剤、 ポリオキシシン AL 乳剤
ポリオキシシン D 亜鉛塩	ジオゼット水和剤
カスガマイシンー塩酸塩	ホクコーカスミン液剤、カスミン粒剤
バリダマイシン A	バリダマイシン液剤 5、バリダシン粉剤 DL

※ 成分が複数含まれる混合剤は、上表の成分を差し引いてカウントする。

例) ポリベリン水和剤 (成分：イミノタクジン酢酸塩、ポリオキシシン複合体)
→ カウントする成分 1成分